

2 下水道使用料を改定

お問い合わせ
経営企画課 ☎22-7519



下水道は、市民の皆さんの暮らしを支え続ける重要な生活インフラです。将来にわたり安定したサービスを提供するため、一般汚水の下水道使用料を改定します。市民の皆さんの快適な生活と健全な事業運営のため、理解と協力をお願いします。

改定後の「一般汚水の下水道使用料」 (1カ月分・消費税込)

改定時期 令和6年4月請求分から

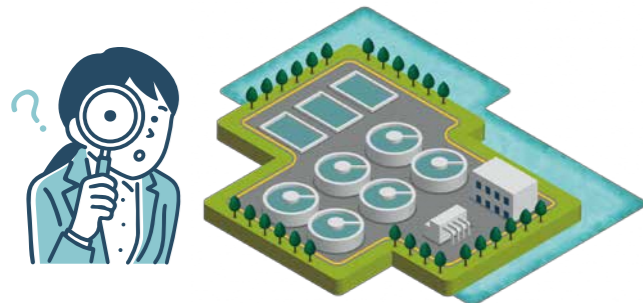
使用料区分	現行	改定後	差額	
基本使用料 (10mまで)	1,674.2 円	2,065.8 円	391.6 円	
超過使用料 1mにつき	11m ² ~ 20m ² まで	182.6 円	224.4 円	41.8 円
	21m ² ~ 30m ² まで	202.4 円	249.7 円	47.3 円
	31m ² ~ 50m ² まで	212.3 円	261.8 円	49.5 円
	51m ² ~ 100m ² まで	278.3 円	343.2 円	64.9 円
	101m ² ~ 200m ² まで	300.3 円	369.6 円	69.3 円
	201m ² ~ 500m ² まで	321.2 円	396.0 円	74.8 円
501m ² 以上	341.0 円	420.2 円	79.2 円	

※ 公衆浴場汚水の下水道使用料は据え置きとなります。

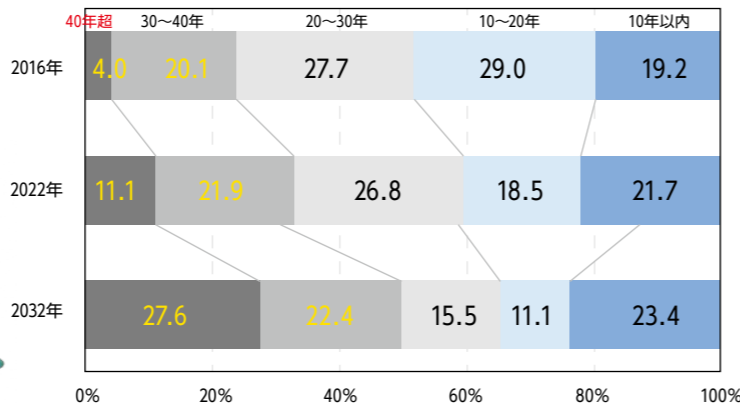
下水道使用料の改定が必要な理由

① 施設の老朽化

下水道施設については、長寿命化を目指した維持管理により、費用の平準化を図っているものの、老朽化に伴う更新需要の増加が見込まれます。



老朽化の割合 (経過年数) ※汚水・雨水含む



② 災害などへの対応

近年は、気候変動の影響等によって猛烈な豪雨や台風などによる被害が頻発しています。

そのため、災害や突発的なトラブルに対しても生活への影響を最小限に抑えるための資金を確保しておく必要があります。

③ 人口の減少

市の下水道処理人口は減少傾向にあり、今後も減少すると考えられます。また、節水型機器の普及などにより、下水の排水量は減少すると予測されます。そのため、下水道使用料収入も減少傾向が続くものと見込まれます。

1 令和5年度市農林業賞表彰

お問い合わせ
農政流通課 ☎22-7471

令和5年度いわき市農林業賞表彰受賞者の表彰式が1月31日に内郷のクレールコートで開催され、1団体2名の方を表彰しました。

市農林業賞とは

農林業の発展や農村社会の近代化に意欲的に取り組み、顕著な実績をあげている方を表彰することにより、本市の農林業に対する市民理解を深め、農林業経営者の意識高揚および農林業の振興と発展に資することを目的としています。



個人・団体の部



有限会社 水野園芸 (渡辺町松小屋)

渡辺町にて約8,000m²、22棟の育苗ハウスで約30品目70種類の野菜、花きの苗を年間約50万鉢生産されており、市内JAで販売する苗の約9割を供給しているほか、ホームセンター等へも供給するなど、本市農業生産において重要な役割を担われています。

また、地域で発生するもみ殻を堆肥化し、育苗に有効活用して環境保全型農業を行うほか、地域農業者の水稻の作業受託を行い、優良農地が広がる渡辺地区において遊休農地の発生を防止するなど、地域農業の維持に寄与する取り組みも行われており、本市農業の振興と発展に大きく貢献されています。

貢献の部



鈴木 裕一さん (平赤井)

(株)赤井製材所、(株)ダイテックの代表取締役会長を務め、市産木材の安定供給に尽力されるほか、平成8年から協同組合いわき材加工センターの理事長も務められ、大径材の活用など健全な森林サイクルを生み出し、循環型社会の実現にも貢献されています。

また、市産木材を加工した製材品を市内だけでなく関東一円まで流通させるなど、市産木材の利用推進、販路拡大を図り、地域経済の活性化に大きく貢献する取り組みも行われており、本市林業・林産物の振興と発展に大きく寄与されています。

今野 詠史さん (植田町)



植田町にて飲食店ダイニングキッチン月海-Ruu-および6次化商品等の開発・販売を行う月海商店を運営されるオーナーシェフであり、地元食材を利用した料理の提供など、消費者へ本市産食材の魅力を伝え、風評払拭に意欲的に取り組まれています。

また、生産者、行政、民間企業との連携による各種事業や商品開発等にも積極的に取り組まれるなど、本市農林水産物の魅力を積極的に発信、PRすることでブランド化にも尽力されており「いわきの食」を支えながら、本市農業の振興に大きく寄与されています。

令和6年3月1日現在

□ : 市外に転出

■ : 市内で転居

3 市役所の引っ越し手続きチェックリスト

手続きの必要な方	手続き内容	必要なもの	窓口/お問い合わせ
□ 本市に住民登録のある方で他市区町村に引っ越しをする方	■ 転出届	窓口申請 本人確認書類	市民課、各支所・市民サービスセンター/ 同課届出・証明グループ (☎22-7447)、 同課住民台帳グループ (☎22-7444)
		オンライン申請 マイナンバーカード	
□ 本市に住民登録のある方で市内で引っ越しをした方	■ 転居届	窓口申請 本人確認書類	
□ 印鑑登録している方	● 印鑑登録手帳の返却	同手帳	

介護保険被保険者証を持っている方

手続きの必要な方	手続き内容	必要なもの	窓口/お問い合わせ
□ 全員	● 同被保険者証の返却	同被保険者証	各地区保健福祉センター
	★ 同被保険者証の住所変更		
□ 要介護認定を受けている	● 受給資格証明書の受け取り	-	

お子さんがいる方

手続きの必要な方	手続き内容	必要なもの	窓口/お問い合わせ
□ 児童手当を受けている	消滅届	-	最寄りの各地区保健福祉センター・支所(小名浜・内郷支所を除く)/各地区保健福祉センター 平(☎22-1163) 小名浜(☎54-2111) 勿来・田人(☎63-2111) 常磐・遠野(☎43-2111) 内郷・好間・三和 (☎27-8690) 四倉・久之浜大久 (☎32-2114) 小川・川前(☎83-1329)
	住所変更届		
□ 児童扶養手当や特別児童扶養手当を受けている	住所変更届	各手当証書	
	住所変更届		
□ 乳幼児医療費助成受給者証を持っている	同受給者証の返却	同受給者証	
	住所変更届		
□ 子ども医療費助成受給者証を持っている	同受給者証の返却	同受給者証	
	住所変更届		
□ 保育所(園)に通っている	退所届	-	保育所最寄りの各地区保健福祉センター/各地区保健福祉センター
	住所変更など		
□ 幼稚園・認定こども園などに通っている	退園届	-	各幼稚園・認定こども園など
	住所変更など		
□ 小・中学校に通っている	● 転学通知書の受け取り	-	市民課、各支所・市民サービスセンター/学校教育課学係(☎22-1123)
	★ 入学・転学通知書の受け取り		

国民健康保険被保険者証を持っている方・後期高齢者医療被保険者証を持っている方

手続きの必要な方	手続き内容	必要なもの	窓口/お問い合わせ
□ 全員	● 同被保険者証の返却	同被保険者証	国保年金課(一部市民課扱い)、各支所・市民サービスセンター/国民健康保険=同課調査給付係(☎22-7456) 後期高齢者医療=同課高齢者医療係(☎22-7466)
	★ 同被保険者証の住所変更		
□ 限度額適用認定証などを持っている	● 同認定証などの返却	同認定証など	
	★ 同認定証などの住所変更		
□ 後期高齢者医療被保険者証を持っている	● 負担区分等証明書などの受け取り	同被保険者証	

●は転出届、★は転居届を提出する際に、市民課、各支所・市民サービスセンターで併せて手続きができるもの
※ごみの処分については、市ホームページをご覧ください →



▲上記のほか、引っ越しに伴う市役所での手続きなどの詳細については、各窓口へお問い合わせください▲